

労働者派遣事業について

(法 第23条第5項の規定に基づき公表します)

令和5年1月23日現在

■派遣の状況

令和3年度において派遣で従事している方はいません。

■法 第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別

締結しておりません。

■福利厚生

就業規則のとおり以下が適用になります。

社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）、年次有給休暇制度、育児休業、介護休業制度、介護休暇制度、年1回の健康診断

■キャリア形成支援

・派遣労働者を含む全従業員に対してスキルアップの為に教育プログラムを実施します。

	システム開発メンバ	⇒	グループリーダー	⇒	プロジェクトリーダー
以降の年次			技術研修		
			プロジェクトリーダー研修		
3年次まで 毎年次			技術研修		
			グループリーダー研修		
入社時	技術研修				
	社会人マナー研修				

教育時間については勤務時間とみなし有給とし、無償での実施になります。

・キャリアコンサルティング

派遣労働者は自分のキャリアについて以下の相談窓口を介してキャリアコンサルティングを受けることができます。

相談担当者	システム部部长 加藤 浩道 (派遣元責任者兼務)
電話受付	022-371-1968
e-mail受付	ssi@ssi-network.co.jp